

しょうひょう み ら い ず かん
商標未来図・鑑

2009 年版

〔国際分類第 9 版対応〕

「商標未来図・鑑」作成に当たり

私たち商標実務者は、商標登録出願において事業の将来の広がりに対応できるように商品・役務を限定的ではなくある程度の広がりを持たせて指定するよう努めている。

しかし、商品・役務の広がりを持たせることは難しく、経験や勘に頼らざるを得ないのが実情である。経験が浅い商標実務者がこれを的確に行うことは容易ではなく、経験が豊富な商標実務者であっても専門分野の業界と異なればこれを的確に行うことは容易ではない。一方、深い検討を重ねれば手厚い保護範囲の商標登録を取得することができるが、その分時間や労力がかかり、企業の費用負担に跳ね返ることになる。企業のニーズに応じて保護範囲と費用のバランスを取ることも必要となる。私たち商標実務者は、正解のないこの問題にいつも頭を悩ませている。

そこで、経験や勘ではなく合理的な方法によりこの問題を解決する試みとして本書を作成した。本書は、現在の事業で取り扱う商品・役務から将来取り扱う商品・役務を調べることができるように、商品・役務ごとに関連の商品・役務をまとめたものである。本書は、商標実務者にとって馴染みの深い「類似商品・役務審査基準」の体裁に沿って作成しているので、必要な情報を容易に探すことができるであろう。

本書が、戦略的な商標登録の取得・活用に資することを望む。

平成29年6月1日

将星国際特許事務所
弁理士 渡部 仁

「商標未来図・鑑」作成の趣旨

(一) 事業の成長と商標登録の関係

(1) 商標制度が先願主義を採用していることから、商標登録の内容は、登録後に拡張したり変更したりすることができない。一方で、事業は成長し変化するものであるため、事業において取り扱う商品・役務は変わっていく。商標登録は事業で使用する商標を守るものであるにもかかわらず、商標登録の内容を事業の成長に合わせて追従させることができない。

(2) 現在は、昔と違って市場のニーズの変化が激しく、事業の内容もこれに合わせて変わっていく時代である。市場のニーズに合った商品・役務を提供しようと事業を行っていくと、取り扱う商品・役務が増えたり変わったりしていき、例えば、始めは「被服」だけを販売していたのに、ある時から同じ商標を使って別の商品を手がけることも現在の市場ではよくあることである。

(3) 実際、市場のニーズに合わせて取り扱う商品・役務が増えたり変わったりしていき、その都度、同じ商標について商標登録を追加で取得する企業が増えてきている。2009年、全国の商標登録の統計では、1773件の商標¹について複数の商標登録が取得されている。重複登録件数が多い上位3つの商標をみると、40件、37件、31件となっている。

同じ商標について複数の商標登録がある場合は、更新期限の管理や登録料の納付などをそれぞれ行わなければならない、数が増えると管理が大変である。区分が重複することもあり、この場合は、二重に登録料を支払わなければならない。

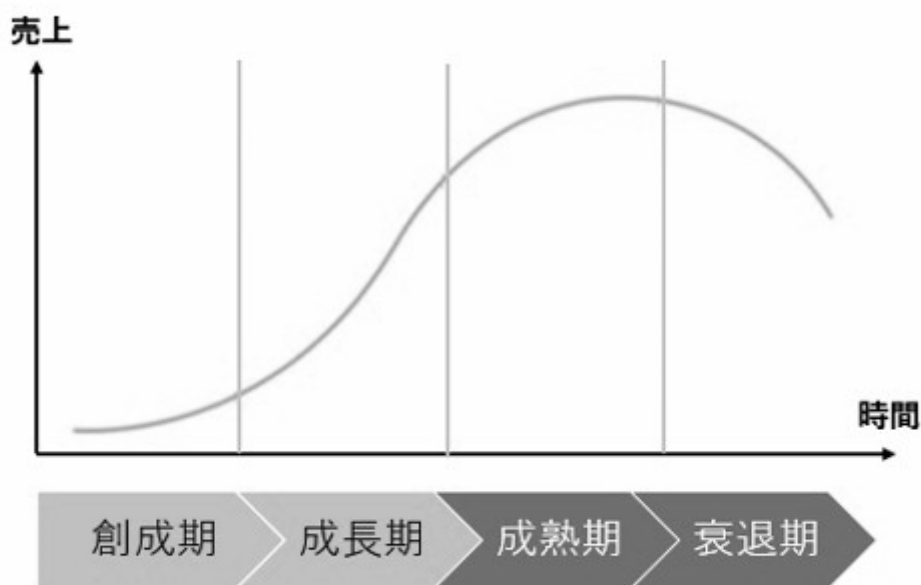
また、事業の成長に合わせて商標登録の内容をきちんと見直していかなければ、いつの間にか商標登録の保護範囲から外れていた、ということになってしまう。知財部のような専門の部門を有する企業は別として、そうでない企業にとって事業の成長に合わせて商標登録の内容を追従させるための管理は容易ではない。

(4) このような事情を考えると、重要なことは最初の商標登録でしっかりと検討することである。最初の商標登録を取得するときに、現在の事業で取り扱う商品・役務だけを考えるのではなく、事業拡大等により将来取り扱う商品・役務まで検討することである。

¹ 検索用商標及び権利者が同一の商標について集計を行った。

(二) 商標登録のビッグデータから将来を予測

- (1) 私たちは、この問題について数年前から取り組んでいる。特に中小企業は、この問題が顕著である。中小企業は、市場のニーズの変化が激しいことに加え、創成期から成長期にあることから、事業の内容が変わる度合いも大きい。



にもかかわらず、中小企業は、大企業のように知財部を設置し普段から商標登録に関わっているわけではないので、商標登録の内容を見直すのが数年ごとにならざるを得ない。このため、事業が順調なほど事業の内容が変わりやすく、いつの間にか商標登録の保護範囲から外れていた、という事態に陥るリスクが高くなる。

- (2) 私たちは、できるだけ最初の商標登録を取得するときに、将来取り扱う商品・役務まできちんと検討し、提案してきた。しかし、検討にはどうしても時間がかかるので、もっと何か効率的で確実な方法はないものかと考えた。そこで、私たちがITの特許を専門とする強みを持つことから、特許庁が発行する商標登録のビッグデータを活用し、クライアントが将来取り扱う商品・役務を分析できないかと研究開発を始めた。試しに数年分の商標登録のビッグデータを分析したところ、あることが分かった。例えば、最初の商標登録では「被服」を指定していた企業が、次の商標登録では、「被服」だけでなく「かばん類」まで指定している事例が多数あった。そこで、これらの企業のうちいくつかの企業について調べてみると、最初は「被服」だけを取り扱っていたが、その後「かばん類」も取り扱うようになったことが分かった。だから最初は、「被服」にだけ使う商標について商標登録を取得したが、その後取り扱う商品が増え、次は「被服」にも「かばん類」にも使う商標について商標登録を取得したという経緯

があったわけである。

- (3) 研究開発を続けていくと、商標登録のビッグデータを分析することで、「被服」の商標について商標登録を取得した企業が、「被服」と併せてどのような商品・役務まで商標登録に含めたのかが分かった。

以下は、商標登録のビッグデータを分析したサンプルであるが、「被服」と併せて指定された商品は、次のようになっている。表中の「件数」は、該当する商標登録の件数を表している。

表 1

被服			
区分	関連商品	登録件数	関連度
25	ベルト	2022	B
25	履物	1943	B
25	バンド	1888	B
25	ズボンつり	1833	B
25	ガーター	1816	B
25	靴下止め	1811	B
25	運動用特殊衣服	1725	B
25	運動用特殊靴	1535	C
25	仮装用衣服	1382	C
18	かばん類	670	D
その他 (9300 個の関連商品)			

表 1 から、「被服」の商標について商標登録を取得する場合、「被服」のほかに、「ベルト」「履物」「バンド」「ズボンつり」「ガーター」「靴下止め」「運動用特殊衣服」「運動用特殊靴」「仮装用被服」「かばん類」などの商品も商標登録に含めると、将来の事業まできちんと考慮した商標登録が取得できることが分かる。

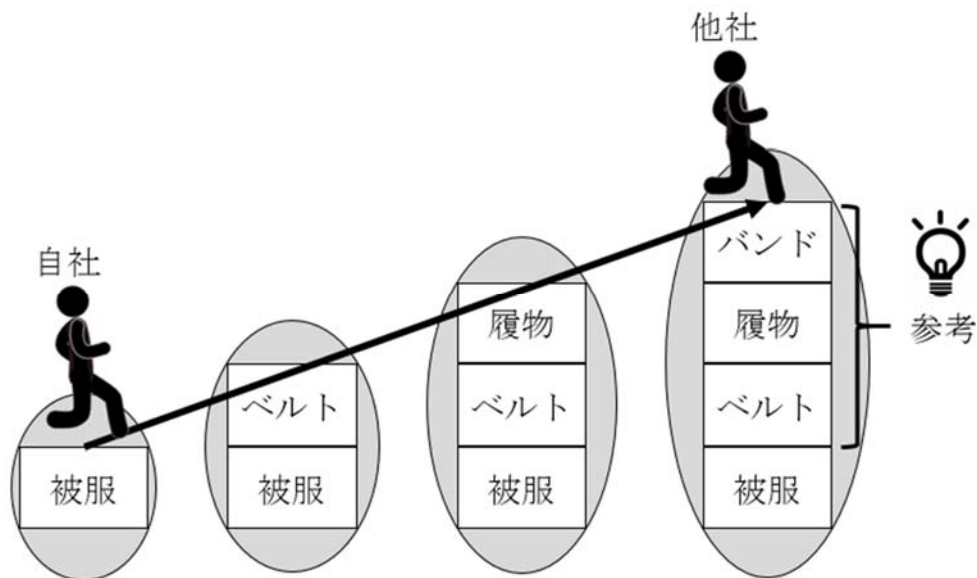
- (4) このように、最初の商標登録を取得するときに、将来取り扱う商品・役務まで検討することが重要であるが、ビッグデータの分析から得られるもう一つの大きなメリットは、**見える化**である。表 1 のように将来取り扱う商品・役務を**見える化**すれば、クライアントは、自社の事業方針と照らし合わせ将来の可能性を具体的に検討することができる。そして、この分析結果をもとにクライアントと将来の可能性について検討し、コストも考慮して最終的に商標出願で指定する商品・役務を決めていくのである。各企業が、変化の激しい市場のニーズに対応していくことを考えると、今後の商標登

録では、このように将来取り扱う商品・役務までデータ分析を行い、最初にきちんと手当てしていく方法がスタンダードになるであろう。

- (5) そこで、商標登録を取得するときに将来取り扱う商品・役務まで検討できるように、商標登録のビッグデータを商品・役務ごとに分析し、その分析結果を一覧としてまとめた本書を作成した。本書は、企業が戦略的に商標登録を活用できるよう、企業その他商標登録の実務に携わる方々に向けて提供するものである。

「商標未来図・鑑」仕組み

- (1) 仕組みはシンプルである。考え方としては、自社の現在の事業と同じ事業から出発し、事業が成長している他社の商標登録の内容を参考にしようというものである。



例えば、「被服」について商標登録を取得する場合、商標登録のビッグデータから、「被服」が指定されている商標登録を抽出する。そして、抽出した商標登録について商品・役務ごとに出現回数を算出する。表1は、「被服」が指定されている商標登録を対象として、「被服」と併せて指定されている商品を一覧にまとめたものである。表中の商品は、出現回数（＝登録件数）の多い順に並べられている。

- (2) 次の表2を例にとって具体的に説明する。

表2

登録番号	商品1	商品2	商品3	商品4
111111	被服	ベルト		
222222	被服	ベルト	履物	
333333	被服	ベルト	履物	バンド

表2において、登録第111111号の商標登録には「被服」「ベルト」が、登録第222222号の商標登録には「被服」「ベルト」「履物」が、登録第333333号の商標登録には「被服」「ベルト」「履物」「バンド」がそれぞれ指定されているとする。

「被服」について分析する場合、まず、登録第111111号の商標登録において商品

「被服」が指定されているので、これと併せて指定されている他の商品「ベルト」を抽出する。また、登録第 22222 号の商標登録においても商品「被服」が指定されているので、これと併せて指定されている他の商品「ベルト」「履物」を抽出する。また、登録第 33333 号の商標登録においても商品「被服」が指定されているので、これと併せて指定されている他の商品「ベルト」「履物」「バンド」を抽出する。

次に、抽出した商品ごとに出現回数を算出する。抽出した商品が「ベルト」「ベルト」「履物」「ベルト」「履物」「バンド」であるので、「ベルト」の出現回数を「3」、「履物」の出現回数を「2」、「バンド」の出現回数を「1」として算出する。

そして、抽出した商品を出現回数の多い順に表示する。表 2 の例では、「ベルト」の出現回数が最も多いので、「ベルト」及び件数「3」を 1 行目に表示する。「履物」の出現回数が次に多いので、「履物」及び件数「2」を 2 行目に表示する。「バンド」の出現回数が最も少ないので、「バンド」及び件数「1」を 3 行目に表示する。

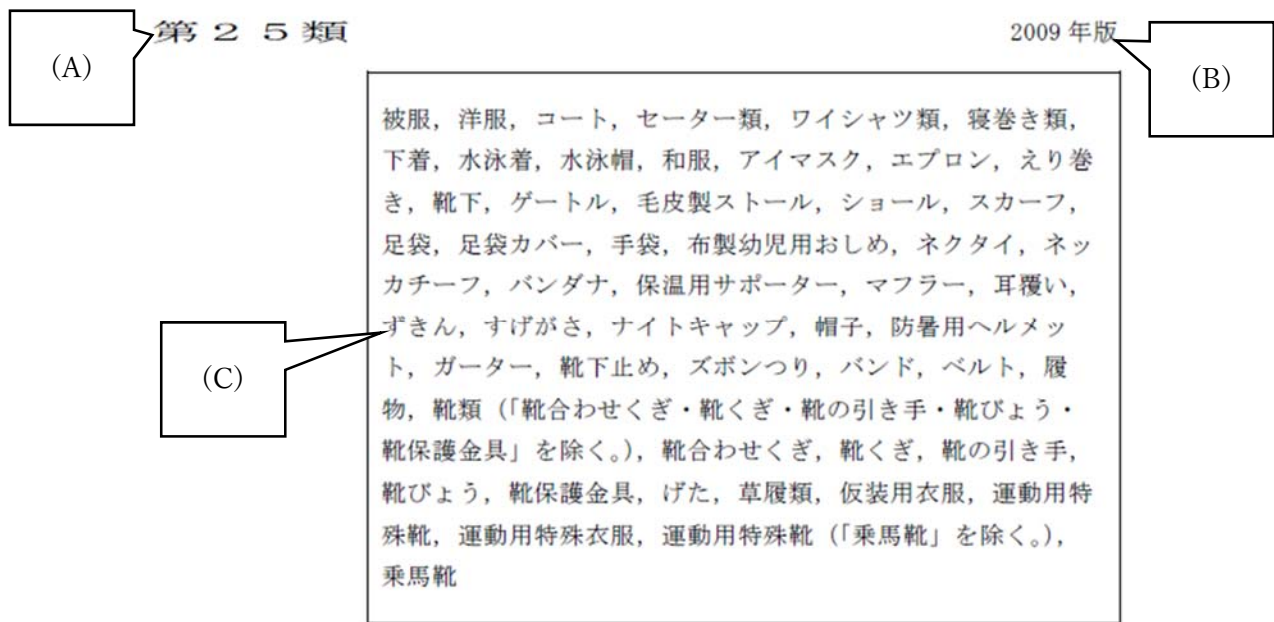
商品・役務:

【商品・役務】	【出現回数】
ベルト	3
履物	2
バンド	1

「商標未来図・鑑」使い方

(1) 各区分の冒頭

本書は、「類似商品・役務審査基準」の体裁に沿って作成されている。したがって、本書における各区分の冒頭は、次のとおり、「類似商品・役務審査基準」の各区分の冒頭と同様の体裁となっている。



各区分の冒頭の読み方は次のとおりである。

(A) は、商品・役務が分類される区分である。

(B) は、本書で集計の対象とする商標登録の出願日が属する年度である。

(C) は、本区分で分類される商品・役務の一覧である。「類似商品・役務審査基準」で分類される商品・役務の一覧と同じである。

(2) 各区分の商品・役務の解説

各区分の商品・役務の解説は、次のとおり、「類似商品・役務審査基準」の各区分に分類される短冊²の商品・役務 (以下「短冊商品」という。) に対応している。

² 「類似商品・役務審査基準」において、類似関係にある商品・役務をまとめる四角の枠のことである。

被服		17A01	17A02	17A03	17A04	17A07
区分	関連商品	登録件数	関連度			
25	ベルト	2022	B			
25	履物	1943	B			
25	バンド	1888	B			
25	ズボンつり	1833	B			
25	ガーター	1816	B			
25	靴下止め	1811	B			
25	運動用特殊衣服	1725	B			
25	運動用特殊靴	1535	C			
25	仮装用衣服	1382	C			
18	かばん類	670	D			
その他 (9300 個の関連商品)						

各区分の商品・役務の解説の読み方は次のとおりである。

(D) は、「類似商品・役務審査基準」の短冊商品である。

(E) は、短冊商品に割り当てられた類似群コードである。

(F) は、短冊商品に関連する商品・役務（以下「関連商品」という。）が属する区分である。

(G) は、関連商品である。本書の使い方としては、現在の事業で取り扱う商品・役務と一致する短冊商品を探し、将来取り扱う商品・役務として関連商品を参照する。例えば、「被服」について商標登録を取得する場合は、短冊商品として「被服」を探し、上記表から関連商品として「ベルト」等を参照する。

(H) は、関連商品の登録件数である。上記例では、第25類に属する商品「ベルト」が1行目に掲載されている。「被服」が指定されている商標登録のうち「ベルト」も指定されている件数は2022件あり、これが最も大きい値となっている。これは、「被服」との関係で「ベルト」が高い関連性を有していることを示している。

(I) は、関連商品が短冊商品と関連する度合いを示す関連度である。関連度は、A～Eの5段階となっている。短冊商品が指定されている商標登録の件数をx、短冊商品及び関連商品が指定されている商標登録の件数をy、 $r = y / x \times 100$ とすると、関連度は、rが取り得る次の数値範囲で定義される。

関連度	[%]			
A	100	≧	r	> 80
B	80	≧	r	> 60
C	60	≧	r	> 40
D	40	≧	r	> 20
E	20	≧	r	> 0

関連度「A」は、短冊商品が指定されている商標登録のうち100～80%の商標登録でその関連商品も指定されていることを意味する。また、関連度「B」は、短冊商品が指定されている商標登録のうち80～60%の商標登録でその関連商品も指定されていることを意味する。

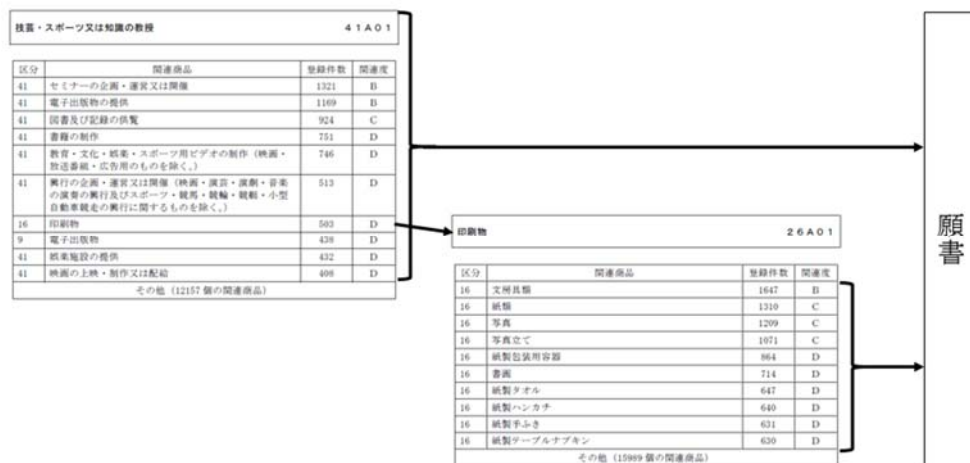
(J)は、表中に収まらない他の関連商品の数である。

(3) 関連度の非対称性

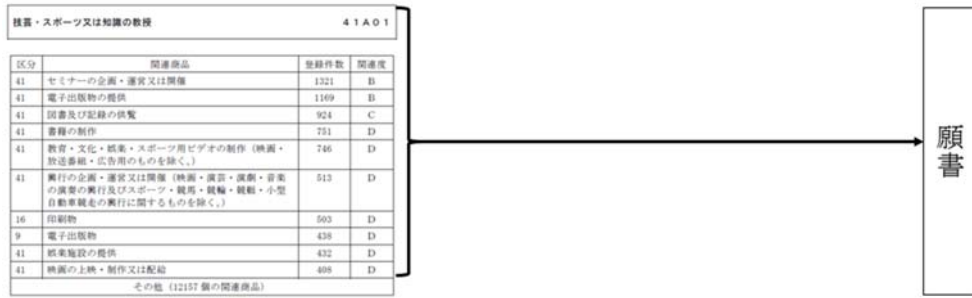
商品Aからみて商品Bは関連度が高いが、商品Bからみて商品Aは関連度が必ずしも高くはないという関係がある。商品・役務の関連度が対称ではないということである。例えば、「知識の教授」の関連商品として「印刷物」は比較的高い関連度で現れるが、「印刷物」の関連商品としては「知識の教授」の関連度は高くない。これは、「知識の教授」を主に取り扱う企業(大学等)は「印刷物」も取り扱うことがあるが、「印刷物」を主に取り扱う企業(出版社等)は、「知識の教授」を取り扱うことが少ないことを意味している。

したがって、短冊商品を探し、その関連商品Aを参照し、さらに、関連商品Aと一致する短冊商品を探し、その関連商品Bを参照するというカスケード式の参照方法は推奨されない。現在の事業で取り扱う商品・役務を起点として短冊商品を探し、その関連商品を参照するという参照方法に留めることが推奨される。

推奨されない参照方法



推奨される参照方法



指定商品及び指定役務の記載方法

商標登録出願の願書における「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の記載要領は、次のようになる。

商標法施行規則様式第2（第2条関係）

【書類名】	商標登録願
（【整理番号】）	
（【提出日】平成 年 月 日）	
【あて先】	特許庁長官殿
【商標登録を受けようとする商標】	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	
【指定商品（指定役務）】	
【商標登録出願人】	
（【識別番号】）	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
（【国籍】）	
【代理人】	
（【識別番号】）	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【提出物件の目録】	
【物件名】	

- (1) 【第 類】の欄について
「【第 類】」の欄には、短冊商品及び関連商品が属する区分を記載する。

(2) 【指定商品（指定役務）】の欄について

「【指定商品（指定役務）】」の欄には、短冊商品及び関連商品を記載する。

(3) 記載例

現在の事業で取り扱う商品・役務と一致する短冊商品を探し、将来取り扱う商品・役務として関連商品を参照する。例えば、現在の事業で取り扱う商品が「被服」である場合は、短冊商品として「被服」を探し、上記表から関連商品として「ベルト」「履物」「バンド」「ズボンつり」「ガーター」「靴下止め」「運動用特殊衣服」「運動用特殊靴」「仮想用被服」「かばん類」を参照する。

このうち「かばん類」は第18類に属する商品であり、それ以外の商品は第25類に属する商品であるので、「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄は、次のとおり記載する。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第18類】

【指定商品（指定役務）】 かばん類

【第25類】

【指定商品（指定役務）】 被服, ベルト, 履物, バンド, ズボンつり, ガーター, 靴下止め, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴, 仮想用被服

第25類のように1つの「【指定商品（指定役務）】」の欄に複数の商品を記載する場合は、それぞれの商品を「,」（カンマ）で区切る。

(4) 印紙代

商標登録出願の印紙代は、「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載する区分の数に応じて必要となる。上記例では、第18類と第25類の2つの区分にわたって商品を記載しているので2区分の印紙代が必要となる。印紙代は、法律の改正により変更されることがあるので、特許庁のホームページ等で最新の情報を確認されたい。

検索条件

本書では、次の商標登録を集計の対象としている。登録日については、以下の出願日でされた商標登録出願が登録となった登録日を示している。

対象出願：国内出願

出 願 日：2009/ 1/ 1 ～ 2009/12/31

登 録 日：2009/11/27 ～ 2016/ 1/15

対象件数：55806

データベースシステムの一般開放

私たちのデータベースシステムを一般開放すれば任意の検索条件で検索を行うことができるので、企業が必要とする情報が得られる。このため、データベースシステムを広く一般開放することも検討を行った。しかし、データベースには、商標登録の商品・役務について1200万件以上ものレコードが登録されており、件数の大きい商品・役務の場合、1回の検索で十数秒の時間を要している。クラウドサーバでの環境を整え、高速化技術を採用してはいるものの、データ量の大きさに処理速度が十分に対応できていない状況である。これを一般開放してしまうと、私たちの業務に支障がでることが明らかな状況であると判断し、システム環境が十分に整備されるまで本書による間接的な情報提供に留めることにした。

注意事項

(一) ライセンスポリシー

- (1) 本書で紹介した検索方法は、特許第 5246459 号の特許技術である。本書に掲載する情報は自由に利用することができるが、本書で紹介した検索方法をコンピュータシステムで実現することまでは許諾するものではない。コンピュータシステムの構築及びコンピュータシステムによる分析は、本特許権を侵害する可能性があることに十分留意する。
- (2) 「商標未来図・鑑」は、商願 2017-68778 号の商標である。本書以外の商品・役務について本商標を使用することは許諾しない。

- (3) 本書の全部又は一部の複製、改変及び再頒布は許諾しない。
- (4) 本書に掲載する情報を商業的に利用することも可能であるが、本書に掲載する情報を使用して商標登録のサービスを提供する旨を表示した広告その他提供の申し出は禁止する。

(二) 特許庁の審査

- (1) 商標登録出願の願書において多数の商品・役務を指定すると、特許庁の審査で商品・役務の数が多きことを理由に拒絶理由通知を受けることがある。どこまで商品・役務を指定すべきかには十分留意する。
- (2) 商標登録出願の願書において多数の商品・役務を指定すると、他社の商標登録と重複する可能性が高くなり、特許庁の審査で他社の登録商標が存在することを理由に拒絶理由通知を受けることがある。どこまで商品・役務を指定すべきかには十分留意する。
- (3) 商標登録出願の願書において、特許庁の現行の審査では認められない商品・役務を指定すると、特許庁の審査で拒絶理由通知を受ける。本書に掲載する商品・役務は、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第9版対応〕」に掲載されている商品・役務を採用しているが、本書に掲載するすべての商品・役務が必ずしも現行の審査で認められるものであるとは限らない。商標登録出願を行う場合は、最新の「類似商品・役務審査基準」を参照されたい。
- (4) 本書に掲載する類似群コードは、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第9版対応〕」において割り当てられたものであって、現在の類似群コードと一致しない場合もある。商標調査等を行う場合は、最新の「類似商品・役務審査基準」を参照されたい。

(三) 印紙代

出願、登録及び更新の印紙代は、区分の数に応じて必要となる。したがって、商標登録出願の願書において多数の区分にわたって商品・役務を指定すると、出願、登録及び更新の印紙代が高額となる。どこまで商品・役務を指定すべきかには十分留意する。

(四) 商標不使用の問題

商標登録に多数の商品・役務を含めると、商標を使用しない商品・役務が存在することによる商標不使用の問題が生じ、不使用取消審判を請求される可能性があることに十分留意する。

(五) 免責事項

本書に掲載された情報は、特許庁が発行する商標公報及び「類似商品・役務審査基準」に基づき作成しているが、その正確性・完全性を保証するものではない。本書に掲載された情報を利用し損害・損失が生じても当方は何ら責任を負うものではなく、あくまで利用者の責

任において利用するものとする。